

広島県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定によつて、次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十七日

広島県監査委員 中原好治  
同 児玉浩  
同 奥兆生  
同 赤木稔明

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
安部 貴之	広島市西区己斐上一丁目一―一―二〇二
奥野 修士	広島市東区牛田本町二丁目一〇―一六―六〇五
松浦 隆敏	広島市東区戸坂新町二丁目五―一七―一〇二
宮本 盛一	広島市安芸区矢野南三丁目一九―二〇
柳原 芳樹	広島市佐伯区美鈴が丘緑二丁目七―六

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間

平成二十九年四月十七日から平成三十年三月三十一日まで